平成３０年（フ）第４７号
金沢市額乙丸町ロ240番地　フレグランスＳ・Ｋ202号、従前の住所滋賀県甲賀市水口町東名坂219番地１―225号（従前々の住所）
三重県伊賀市東高倉410―１
債務者　酒房野の香、十人十色、キング＆クイーンこと　下茂真奈美
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
佐賀県唐津市肥前町田野甲3130番地
債務者　青木　朝美
１　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第１２２号
大分市大字皆春1165番地の１
債務者　栗尾　芳幸
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５８号
松江市西津田７丁目14番39号　３号
債務者　江角　立身
１　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２７号
沖縄県那覇市牧志１丁目４番６号　前上門マンション３－Ｂ
債務者　国吉　典子
１　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第７８号
神奈川県逗子市逗子５丁目７番８号　マミーナ新逗子203
債務者　魚住　裕史
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市小川町27番地19―201
債務者　上田菜つみ（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２３２号
神奈川県小田原市浜町４丁目６番２号
債務者　藤川真理子（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０５号
沖縄県浦添市城間１丁目８番19―407号　メゾンソレイユ
債務者　島袋　美奈
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１０８号
沖縄県那覇市松尾１丁目21番25号
債務者　上江洲元洋
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市鏡原町３番３号　丸栄アパート３－Ａ
債務者　新里るみ子
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６１６号
横浜市鶴見区矢向２丁目８番８号　サンパレスプティ102
債務者　北村　賢一
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２０号
神奈川県大和市福田1303番地13
債務者　高治　千恵
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５９号
横浜市南区別所２丁目27番32―２号　ユナイト上大岡カンタベリーの杜101
債務者　伊藤　美沙
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９５号
横浜市港南区笹下４丁目２番25号　サニーハイツ笹下102
債務者　小田嶋ちづる
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０４号
東京都小平市津田町２丁目４番１―307号
債務者　小笠原　瞳
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５０２号
東京都東村山市野口町２丁目22番地15リーベンハウス202
債務者　大野　　瞳（旧姓浅野）
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部